



熊本県で発生した高病原性鳥インフルエンザに 対する佐賀県の現状を報告します



佐賀県 畜産課

熊本県で発生した高病原性鳥インフルエンザに対する佐賀県の現状



熊本県

4月13日 9時30分

熊本県球磨郡の2戸の肉養鶏飼養農場において

高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)の疑似患畜確認公表

- ・ 発生農場から3km以内を移動制限区域、
3kmから10km以内を搬出制限区域と設定。
- ・ 防疫作業(約11万羽の殺処分等)開始

4月14日 19時20分 殺処分作業完了

4月15日 17時 動物衛生研究所での遺伝子解析の結果
高病原性鳥インフルエンザの患畜と確定

熊本県で発生した高病原性鳥インフルエンザに対する佐賀県の現状

佐賀県



4月13日 県内の3か所の家畜保健衛生所から全養鶏場(159農場)、JAなど関係団体(18団体)、市町など関係機関(38機関)へFAXまたは電話により情報提供、注意喚起を実施

【情報提供内容】

- ・熊本県での発生状況(発生場所、飼養規模、経過等)

【注意喚起内容】

- ・農場での野鳥等の鶏舎内への侵入防止対策の徹底
- ・農場出入口等での消毒のさらなる徹底

**4月14日 11時 高病原性鳥インフルエンザ庁内連絡会議開催
関係課と情報を共有し、対応を確認**

熊本県で発生した高病原性鳥インフルエンザに対する佐賀県の現状



佐賀県

4月14日～15日 家畜保健衛生所により全養鶏場(159農場)の
鶏の健康状態を確認

	採卵鶏	肉用鶏	計
立入確認	23農場	6農場	29農場
電話確認	44農場	86農場	130農場
計	67農場	92農場	159農場

全ての農場で異常がないことを確認しました。

県民の皆様へ

○人は簡単には鳥インフルエンザに感染しません

日本を含め世界の広い地域で鳥への感染が確認されていますが、人への感染は、感染した鳥の体液やフンなどに濃厚に接触したケースや、羽やフンを吸い込んだケースなどに限られており、現在のところ、鳥から人への感染効率は低いと考えられています。

感染した鶏の肉や卵が市場に流通することはありません。また、鶏肉や鶏卵を食べることによって、人に感染したという事例の報告はありません。

県内での発生防止対策に努めていきます。

お問い合わせ先

○鶏(家きん)の病気に関すること(24時間対応可能)

佐賀県畜産課 0952(25)7122

中部家畜保健衛生所 0952(31)2211

北部家畜保健衛生所 0955(82)3841

西部家畜保健衛生所 0954(22)3185

○野鳥に関すること(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

佐賀県生産者支援課 0952(25)7113

「佐賀県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策行動指針」 に基づく体制

	防疫体制	組織体制
フェーズ0 国内未発生期	①農場内へのウイルス侵入防止 ・野鳥等の侵入防止対策の徹底 ・農場出入口での消毒の徹底 ・関係者以外の立入制限 ②家きんの健康観察の徹底 ・異常があれば家畜保健衛生所へ 直ちに通報 ③県内へのウイルス侵入監視 ・定点モニタリング等	
フェーズⅠ 国内発生期		○庁内連絡会議 （関係課への情報提供に代える場合もある）
フェーズⅡ 近隣県(※1)発生期		○対策推進会議 （副知事トップ、各本部長・部長等で構成）
フェーズⅢ 県内発生期(※2)	①～③を引続き実施 ④発生農場でのウイルス封込・拡散防止 ・殺処分、焼却(埋却) ・通行遮断 ⑤制限区域でのウイルス拡散防止 ・制限区域の設定 ・消毒ポイントの設置 等	○対策本部 （知事トップ、各本部長・部長等で構成）

※1 近隣県：福岡県、離島を除く長崎県、熊本県北部

※2 県内発生期：県外発生で本県が制限区域に入る場合を含む